

加古川市帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「生ワクチン」という。）又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（以下「不活化ワクチン」という。）の接種に要する費用の一部を助成することにより、市民の帯状疱疹の発症及び重症化の予防並びに経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、ワクチン接種の実施日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されている50歳以上の者とする。

(助成回数及び助成金の額)

第3条 助成の回数は、同一人につき、次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とし、いずれか一方のワクチンのみとする。

- (1) 生ワクチン 1回
- (2) 不活化ワクチン 2回（2回目の接種は、1回目の接種を受けた日から6月を経過しない場合に限る。）

2 助成金の額は、ワクチン接種1回につき、次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、ワクチン接種費用が助成金の額に満たない場合は、ワクチン接種費用に相当する額とする。

- (1) 生ワクチン 4,000円
- (2) 不活化ワクチン 10,000円

(助成の方法)

第4条 助成金は、受領委任払い（対象者が、助成金の受領に関する権限を市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委任することにより、市が指定医療機関に助成金を支払うことをいう。）により交付する。

- 2 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定医療機関に設置されている帯状疱疹ワクチン予診票兼ワクチン接種費用助成申請書兼代理受領委任状（様式第1号又は様式第2号。以下「予診票」という。）を提出し、助成金の受領を指定医療機関に委任するものとする。
- 3 指定医療機関は、前項の規定による提出があったときは、対象者に該当することを確認し、該当する場合はワクチン接種を実施の上、ワクチン接種に要する費用から、前条第2項の助成金の額を差し引いた額を申請者に請求するものとする。
- 4 指定医療機関は、第1項の規定による提出があったときは、翌月末日（当該日が土曜日又は日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日等にあたる場合は、その翌平日とする。）までに、市長に予診票を提出し、助成金の交付を請求するものとする。

5 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、受理した日から起算して30日以内に、指定医療機関に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第5条 市長は、第2条に規定する要件を欠くに至ったとき又は偽りその他不正な手段により助成金の支払いを受けた者があるときは、助成金を返還させるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。